

2018年1月5日

関係者各位

一般社団法人日本ブロックチェーン協会

海外の仮想通貨取引所の取締役の誘拐について

仮想通貨交換業者の取締役、従業員であっても1人では仮想通貨の送付をできません

サイバー犯罪協定などを締結し、即座に警察と連絡を取れる体制をとっています。

役職員等が誘拐された場合に顧客の金銭及び仮想通貨を身代金等として支払うことは禁止されています。

ブロックチェーンによりビットコインの移転は全て追跡可能です。

身代金目的誘拐は厳罰に処されます。

1 初めに

海外の仮想通貨取引所で代表取締役がビットコイン目的で誘拐され、100万ドル相当額のビットコインの身代金を支払って解放された事例があるとの報道があります¹。日本でもそのような懸念がないかマスメディア等から問い合わせを受けております。

当協会としては会員役職員の安全を確保する必要があり、仮想通貨交換業者のセキュリティー対策を告知することが有用と考えたため、下記にて当協会の考えを記載いたします。

2 役職員1人で仮想通貨の送付はできません

本邦の仮想通貨交換業者は法令等によりセキュリティー対策の策定及び管理権限の分散を求められており、いかなる役職員も1人で多額の仮想通貨を送付することはできません。

¹ 2017年12月29日

付 The CoinTelegraph, Olivia Capozzalo "FT: EXMO Director Released From Kidnap After Paying \$1 Mln Ransom" <https://cointelegraph.com/news/ft-exmo-director-released-from-kidnap-after-paying-1-mln-ransom>、同日本語版 <https://jp.cointelegraph.com/news/ft-exmo-director-released-from-kidnap-after-paying-1-mln-ransom>

セキュリティーの方法は各社により異なり、また詳細は安全のために秘匿されておりますが、一例として①複数名の署名がなされないで仮想通貨の送付ができないマルチシグという仕組みの採用、②当該マルチシグの秘密鍵を有する担当者を分散させ外部からは誰が秘密鍵の保有者か判らない仕組み、③当該秘密鍵について場所が分散化された銀行貸金庫に保管し、身分確認をしないと秘密鍵が取り出せない仕組み、④ホットウォレットとコールドウォレットを採用し、大多数の仮想通貨をコールドウォレットに保管、⑤秘密鍵の1つが盗まれた場合に他の秘密鍵の権限者全員の合意により即座に盗難秘密鍵を無効とする仕組み、などが取られることがあります。

そのため仮想通貨交換業者の役職員の誘拐等は意味がありません。

3 警察と緊密に連携をとっています

当協会及び当協会所属の仮想通貨交換業者は例えば警視庁との間でサイバー犯罪協定を締結するなど日頃から緊密に警察と連絡を取っています。当協会では何らかの事件があった場合に即座に警察に連絡できるホットライン体制などを更に構築していきます。

4 役職員等が誘拐された場合に顧客の金銭及び仮想通貨を身代金等として支払うことは禁止されています

仮想通貨交換業者は法令により分別管理義務を課されており、顧客から預かった金銭及び仮想通貨を目的外に使用することは禁止されています。身代金等への支払も行なえません。

5 ブロックチェーンによりビットコインの移転は全て追跡可能です

ビットコインの移転は全てブロックチェーン上に記録され追跡が可能です。先進国の殆どの取引所では、換価に際し本人確認を行っており、本人確認が行われた時点で、犯人が特定されます。

6 身代金目的誘拐は厳罰に処されます

身代金目的誘拐は無期又は3年以上の厳罰に処されます。なお「財物」には仮想通貨も含まれると考えられ、仮想通貨目的であっても身代金目的誘拐に該当します。

(身の代金目的略取等)

刑法第225条の2

- 1 近親者その他略取され又は誘拐された者の安否を憂慮する者の憂慮に乗じてその財物を交付させる目的で、人を略取し、又は誘拐した者は、無期又は3年以上の懲役に処する。
- 2 人を略取し又は誘拐した者が近親者その他略取され又は誘拐された者の安否を憂慮する者の憂慮に乗じて、その財物を交付させ、又はこれを要求する行為をしたときも、前項と同様とする。

以上により当協会としては仮想通貨交換業者の役職員等の誘拐には意味がないと考えておりますが、引き続き会員の役職員等の安全の確保のため、関係各所と連携を取っていく予定です。